八尾市競争入札参加資格審査申請書（物品、委託・役務等）
提出要領【令和9年度業種追加・変更・希望順位変更用】

令和9年度における八尾市競争入札参加資格審査申請（物品、委託・役務等）の令和9年度業種追加・変更・希望順位変更の受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

１．申請業種

別表「業種一覧表」のとおり（工事用物品も含む。）。
建設工事及び建設工事関連業務は、別に定める提出要領により提出すること。

２．申請数

申請できる数は、業種一覧表の大分類 10 業種以内。
※申請する業種は、取り扱い可能な業種を選択すること。

３．資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項に全て該当していること。

(1) 既に令和8年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。

(2) 許認可、登録又は免許等の必要な業種の場合は、当該許認可、登録又は免許等を受けていること。

４．受付期間

令和8年 11 月4日（水）から令和8年 12 月 18 日（金）まで **当日消印有効**

５．申請方法

P2［8提出書類］に示す書類を封筒に入れ、**郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。**

なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

※必ず受付期間内に提出すること。
※窓口に直接持参しないこと。

■提出先■ 〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（用度担当）

６．問い合せ先

八尾市 総務部 契約検査課契約係（用度担当）

TEL:（直通）072－924－3828

（平日8時 45 分から 12 時 00 分まで、12 時 45 分から 17 時 15 分まで）

e-mail:keiyaku3@city.yao.osaka.jp

※申請書に記載されたメールアドレス宛に入札等のお知らせを送る場合があるので、上記のメールアドレスから送付されたメールを受信できるように設定すること。

７．資格有効期間

令和9年4月1日から令和 10 年3月 31 日まで

８．提出書類

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

No.	提　出　書　類	様　式		提出	参照
－	提出書類チェックリスト	様式１		○	P2
－	宛先シート	様式２		○	
１	八尾市競争入札参加資格審査申請書（物品、委託・役務等） 【令和９年度業種追加・変更・希望順位変更用】	様式３	原本	○	
２	営業等の許可・認可・登録等の証明書等	官公署発行	写し可	△	P3
３	実績調書	自由様式 （参考様式あり）	原本	○	
４	申請書受領確認書（返信用はがき） ※85 円切手を貼付すること	様式４	原本	△	

※審査結果に関わらず、提出された申請書、添付書類等は返却しない。

９．提出書類作成上の注意事項

○提出書類チェックリスト【様式１】

ア 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。

イ 太枠内の必要事項とチェック欄を記入後、提出書類チェックリストと申請書受領確認書（返信用はがき）を一番上にして書類一式をクリップ留めすること。

○宛先シート【様式2】

封筒の表面に貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

No.1「八尾市競争入札参加資格審査申請書（物品、委託・役務等）
【令和9年度業種追加・変更・希望順位変更用】」【様式3】

※ 記載例を参考にし、漏れなく記入すること。また、申請書に入力した項目は、その他書類にデータを反映させているため、間違いのないよう入力すること。

ア 申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ 印鑑は、代表者の実印（印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ 所在地について、登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番

号の上)に登記簿上の住所を()書きで記入すること。

エ　入札のお知らせ・見積依頼等の連絡先には、会社の代表ではなく、担当者と直接連絡のとれる連絡先を記入すること。

オ　申請する業種については、令和9年度受付用の業種一覧を参照し、業種を追加・変更・希望順位変更後の業種を下記のとおり記入すること。

> (物品)例示したものに係る大分類を選択すること。小分類の記入は不要。
> (委託・役務)大分類及び小分類を記入すること(小分類の数の制限はない)。

カ「④ 許可・認可登録等の証明書が必要な業種」欄について、追加する業種のうち該当するものにチェック☑をすること。

大分類		小分類		必要な許可証等
ｺｰﾄﾞ	業種	ｺｰﾄﾞ	業種	
101	警備	01	機械警備	警備業の認定を受けたことを示す標識又は通知書 機械警備業届出書受理証
		02	庁舎常駐警備(建物維持管理業務有)	警備業の認定を受けたことを示す標識又は通知書
		03	人的警備	
106	調査・測定・検査・分析	16	不動産鑑定	不動産鑑定業者登録証明又は通知書
110	人材派遣	01～08 のいずれか		労働者派遣事業許可証
112	廃棄物処理	01	産業廃棄物収集運搬・処理	産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証
		02	特別管理産業廃棄物収集運搬・処理	特別産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別産業廃棄物処分業許可証
		03	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬業許可証

No.2「営業等の許可・認可・登録等の証明書等」(追加業種のみ)

No.1申請書の④に該当する場合は、各業種に対応した許可証等の写しを提出すること。

No.3「実績調書」(追加業種のみ)(自由様式―参考様式あり)

ア　直近2年分の主な履行済契約実績について、申請業種分類別に記入すること。

イ　官公庁発注業務を優先に、できるだけ契約内容がわかるように実績を記入すること。指名及び発注する場合の参考とするので詳しく記入すること。

ウ　実績が無い場合は調書にその旨記入し提出すること。

No.4「申請書受領確認書(返信用はがき)」【様式4】※希望者のみ

はがき表面(宛名面)には商号又は名称及び所在地を記入の上、**85 円分の切手を貼り付け**、はがき裏面には様式4の申請書受領確認書【令和9年度業種追加・変更・希望順位変更用】を必ず転写又は貼り付けて提出すること。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名(商号又は名称)が分かるように記載すること。

10. 審査結果

令和9年4月1日以降に[令和9年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開し、その掲載をもって審査結果の通知に代える。

◆その他注意事項

Ⅰ．申請無効について 以下の項目に該当するものは、申請を無効とする。 ① 受付期間後に到達した場合 ② 指定の方法以外の方法で申請した場合
Ⅱ．資格審査について ① 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがある。 ② 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがあるため、提出書類チェックリストの申請担当者欄には本申請についての問い合わせに対応できる者を記入すること。申請内容について確認事項がある又は提出書類に不備がある場合に、申請担当者がこちらからの問い合わせに速やかに対応しない場合、失格となることがある。
Ⅲ．申請内容の変更について 申請内容に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。 変更届を提出せずに行った入札等は無効になり、入札参加停止措置の対象となることがある。
Ⅳ．指名等について 審査の結果、有資格者となっても、資格有効期間中に指名等がない場合がある。

※ 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となるため注意すること。